

# 「職場で陽性者が発生」その時どうする？ ～新型コロナウイルス感染症への備え～

## 職場で陽性者が発生、職員や利用者の感染の可能性は？

### 感染可能期間

- 陽性者が有症状の場合 症状が発現した日の2日前～ … 令和 年 月 日～
- 陽性者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前～ … 令和 年 月 日～

### 陽性者との接触

- 陽性者と最後にあった日 … 令和 年 月 日

感染可能期間中に会った

いいえ

感染する可能性は低いです

はい

いいえ

感染可能期間中に以下の接触をしたか確認しましょう。

ひとつでも当てはまると「濃厚接触者」の可能性があります。

- お互いにマスクなしで、手が触れる距離で15分以上会話した
  - 陽性者がマスクを着用せず、手が触れる距離で15分以上会話した
- 例) 食事やおやつを会話しながら一緒に食べた、マスクを正しく着用していない等

はい

## 上記に該当する方は濃厚接触者の可能性があります

陽性者と最後に会った日から5日間は、健康観察を行うよう指示してください。  
検査を受けて陰性であったとしても、5日間の健康観察や外出自粛をお願いします。

- ✓1日2回、体温を測り健康状態を確認
- ✓仕事を含めた不要不急の外出は控えること
- ✓他の人との接触をしないようにすること

健康観察終了日 令和 年 月 日

### ●症状がある方はすぐに受診をしてください

まずは、かかりつけ医に電話でご相談ください。相談する際には、「陽性者と接触があった」ことを伝えてください。受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。

※かかりつけ医がない場合は、下記にご相談ください。

新型コロナウイルス医療相談窓口 (0798-26-2240)

### ●症状のない方は

原則、陽性者と最後に会った日から5日間自宅待機をしていただき、毎日体温を測り、健康観察をお願いします。

# 「職場で陽性者が発生」その時どうする？ ～新型コロナウイルス感染症への備え～

新型コロナウイルス感染症については、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況です。

このリーフレットは、職場で陽性者が発生したときに、事業者が行うことについてまとめたものです。

ご一読いただき、いつ発生するかわからない事態に予め備えていただければ幸いです。

Q1 「職場の関係者から、新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡が来たら

A1 次の項目について、陽性者に確認してください。

- ◆ 陽性者に確認する事項
  - ✓ 検査日    ✓ 診断日    ✓ 発病(症状が出た)した日
  - ✓ 発病した2日前からの勤務状況を確認する。※無症状の方は検査日の2日前から
- ◆ 陽性者の机などの身の回りや、多くの人が触れる場所(ドアノブ等)、共有部分を消毒する。  
参考:厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
- ◆ 感染の可能性がある従業員や利用者等を確認する。

Q2 感染の可能性がある状況とは?

A2 次のような状況を参考にしてください。

- ◆ 陽性の診断を受けた人と、感染可能期間中(発病した2日前から入院や自宅待機開始までの期間)に、**マスクをしなくて(アゴにずらして)会話をした人**です。
- ◆ 目安は、「**対面で話す**」場合で距離は「**1メートル以内**」時間は「**15分以上**」です。
- ◆ このほか、「咳やくしゃみをしていた」「換気が悪かった」「大きな声を出した」場合は、感染リスクがより高かったと考えましょう。
- ◆ マスクを外して過ごす同居者(家族)は濃厚接触者に当てはまる人が多いです。

【参考】国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

Q3 会社での濃厚接触者の調査や消毒などどのようにすればよいでしょうか?

A3 次のとおり対応してください。

食堂、休憩室や喫煙室などの共有スペースで、マスクの着用なく15分以上会話した場合には、濃厚接触者の定義に該当しますので、会社でのご判断で5日間の自宅待機等のご対応をお願いします。

患者が使用したと思われる場所については、アルコール消毒液(70%~80%)もしくは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を用いて消毒を行ってください。

【参考】厚労省ホームページ

「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12865.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12865.html)

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

